

# 石川県福祉サービス第三者評価推進要綱

## 第1 目的

この要綱は、福祉サービス事業者が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価」に関する基本的な事項を定めるとともに、福祉サービス第三者評価制度を推進することにより、福祉サービスの質の向上及び利用者の適切な福祉サービスの選択に資することを目的とする。

## 第2 県の役割

石川県（以下「県」という。）は第1の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- (3) 第三者評価結果の公表に関すること
- (4) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること
- (5) 第三者評価制度に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- (6) 第三者評価制度に関する苦情等への対応に関すること
- (7) その他第三者評価制度の推進に関すること

## 第3 石川県福祉サービス第三者評価推進委員会

- 1 県は、石川県における福祉サービス第三者評価制度の推進を図るとともに、同制度のあり方について幅広く審議・協議するため、「石川県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「委員会」という。）を開催する。
- 2 県は委員会の意見を最大限尊重するものとする。
- 3 委員会に関する事項については、別に定める。

## 第4 対象サービス

- 1 福祉サービス第三者評価の対象となるサービスは別紙のとおりとする。
- 2 認知症高齢者グループホームについては、外部評価の実施をもって、福祉サービス第三者評価を実施したものとみなす。

## 第5 第三者評価機関の認証

県は、評価機関として認証を受けようとする法人の代表者からの申請を受け、別に定める認証要件に基づく審査を行い、要件を満たす場合には委員会の意見を聴いて認証を行う。

## 第6 第三者評価基準及び評価の方法

- 1 県は、評価機関が評価業務を適切に実施することを確保するとともに、第三者評価制度を統一的かつ効果的に実施するため、評価基準及び方法を定める。
- 2 第三者評価の方法は、これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査によって行うものとする。

この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

## 第7 第三者評価結果の公表

県は、利用者の適切な福祉サービスの選択に資する観点から、評価機関が実施した評価結果の公表に関する基準を定めるとともに、これに基づき評価結果を公表する。また、併せて、第三者評価を受審した事業所の所在する市町に対して当該評価結果を情報提供するなど、地域住民等に対する周知・広報に努めるものとする。

## 第8 評価調査者養成研修等

- 1 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修は県が指定する者が実施するものとする。
- 2 県は、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修のカリキュラムを作成する。
- 3 研修の講師は、原則として、全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

## 第9 情報公開及び普及・啓発

- 1 県は、福祉サービス第三者評価制度に関する事項及び認証した評価機関に関する事項について積極的に情報公開を行うものとする。
- 2 県は、福祉サービス第三者評価制度に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

## 第10 福祉サービス第三者評価制度に関する苦情等への対応

県は、第三者評価制度に対する苦情等に対して、別に定めるところにより、適切に対応するものとする。

## 第11 福祉サービス第三者評価制度の推進

県は、福祉サービス第三者評価制度の実施状況を点検するため、認証した第三者評価機関と定期的な情報交換を行う。

附則 この要綱は、平成17年11月22日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年8月28日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年1月15日から施行する。